

平成十一年法律第二百五十五号

独立行政法人航空大학교法

目次

第一章 総則（第一条～第五条）
第二章 役員及び職員（第六条～第十一条）
第三章 業務等（第十二条～第十三条）
第四章 雜則（第十四条）
第五章 罰則（第十五条～第十六条）
附則 第一章 総則
（目的）この法律は、独立行政法人航空大학교の名称、目的、業務の範囲等に関する事項を定めることを目的とする。
（名称）この法律は、独立行政法人航空大학교の名称、目的、業務の範囲等に関する事項を定めることを目的とする。
（第一条）この法律は、独立行政法人航空大학교の名称、目的、業務の範囲等に関する事項を定めることを目的とする。
（第二条）この法律及び独立行政法人航空大학교（平成十一年法律第三百三号。以下「通則法」という。）の定めるところにより設立される通則法第二条第一項に規定する独立行政法人の名称は、独立行政法人航空大학교とする。（大学校の目的）
（第三条）独立行政法人航空大학교（以下「大学校」という。）は、航空機の操縦に関する学科及び技能を教授し、航空機の操縦に従事する者を養成することにより、安定的な航空輸送の確保を図ることを目的とする。（中期目標管理法人）
（第四条）大学校は、主たる事務所を宮崎県に置く。（事務所）
（第五条）大学校の資本金は、附則第五条第二項の規定により政府から出資があつたものとされた金額とする。
（第六条）政府は、必要があると認めるときは、予算で定める金額の範囲内において、大学校に追加して出資することができる。（役員）大学校は、前項の規定による政府の出資があつたときは、その出資額により資本金を増加するものとする。大学校に、役員として、理事一人を置くことができる。

（理事の職務及び権限等）

第七条 理事は、理事長の定めるところにより、理事会長を補佐して大学校の業務を掌理する。

第八条 通則法第十九条第二項の個別法で定める役員は、理事とする。ただし、理事が置かれていないときは、監事とする。

第九条 前項ただし書の場合において、通則法第十九条第二項の規定により理事長の職務を代理し又はその職務を行う監事は、その間、監事の職務を行ってはならない。

（理事の任期）

第十条 理事の任期は、二年とする。

（役員及び職員の秘密保持義務）

第十一条 大学校の役員及び職員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。（役員及び職員の地位）

第十二条 大学校の役員及び職員は、刑法（明治四十一年法律第四十五号）その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

（第三章 業務等）

第十三条 大学校は、第三条の目的を達成するため、次の業務を行う。

一、航空機の操縦に関する学科及び技能を教授し、航空機の操縦に従事する者を養成すること。

二、前号の業務に附帯する業務を行うこと。

（積立金の処分）

第十四条 大学校は、通則法第二十九条第二項第一号に規定する中期目標の期間（以下この項において「中期目標の期間」という。）の最後の事業年度に係る通則法第四十四条第一項又は第二項の規定による整理を行つた後、同条第一項の規定による積立金があるときは、その額に相当する金額を、当該中期目標の期間の次の中期目標の期間に係る通則法第三十条第一項の認可を受けた中期計画（同項後段の規定による変更の認可を受けたときは、その変後のもの）の定めるところにより、当該次の中期目標の期間における第十一条に規定する業務の財源に充てることができる。

（第五条）国土交通大臣は、前項の規定による承認をしようとするときは、その変後のものとのとする。

（第六条）大学校に、役員として、理事一人を置くこと。

（第七条）大学校に、役員として、理事一人を置くこと。

（第八条）大学校に、役員として、理事一人を置くこと。

（第九条）大学校に、役員として、理事一人を置くこと。

（第十条）大学校に、役員として、理事一人を置くこと。

（第十一条）大学校に、役員として、理事一人を置くこと。

（第十二条）大学校に、役員として、理事一人を置くこと。

（第十三条）大学校に、役員として、理事一人を置くこと。

（第十四条）大学校に、役員として、理事一人を置くこと。

（第十五条）大学校に、役員として、理事一人を置くこと。

（第十六条）大学校に、役員として、理事一人を置くこと。

（第十七条）大学校に、役員として、理事一人を置くこと。

（第十八条）大学校に、役員として、理事一人を置くこと。

（第十九条）大学校に、役員として、理事一人を置くこと。

（第二十条）大学校に、役員として、理事一人を置くこと。

（第二十一条）大学校に、役員として、理事一人を置くこと。

（第二十二条）大学校に、役員として、理事一人を置くこと。

（第二十三条）大学校に、役員として、理事一人を置くこと。

（第二十四条）大学校に、役員として、理事一人を置くこと。

（第二十五条）大学校に、役員として、理事一人を置くこと。

（第二十六条）大学校に、役員として、理事一人を置くこと。

（第二十七条）大学校に、役員として、理事一人を置くこと。

（第二十八条）大学校に、役員として、理事一人を置くこと。

（第二十九条）大学校に、役員として、理事一人を置くこと。

（第三十条）大学校に、役員として、理事一人を置くこと。

（第三十一条）大学校に、役員として、理事一人を置くこと。

（第三十二条）大学校に、役員として、理事一人を置くこと。

（第三十三条）大学校に、役員として、理事一人を置くこと。

（第三十四条）大学校に、役員として、理事一人を置くこと。

（第三十五条）大学校に、役員として、理事一人を置くこと。

（第三十六条）大学校に、役員として、理事一人を置くこと。

（第三十七条）大学校に、役員として、理事一人を置くこと。

（第三十八条）大学校に、役員として、理事一人を置くこと。

（第三十九条）大学校に、役員として、理事一人を置くこと。

（第四十条）大学校に、役員として、理事一人を置くこと。

（第四十一条）大学校に、役員として、理事一人を置くこと。

（第四十二条）大学校に、役員として、理事一人を置くこと。

（第四十三条）大学校に、役員として、理事一人を置くこと。

（第四十四条）大学校に、役員として、理事一人を置くこと。

（第四十五条）大学校に、役員として、理事一人を置くこと。

（第四十六条）大学校に、役員として、理事一人を置くこと。

（第四十七条）大学校に、役員として、理事一人を置くこと。

（第四十八条）大学校に、役員として、理事一人を置くこと。

（第四十九条）大学校に、役員として、理事一人を置くこと。

（第五十条）大学校に、役員として、理事一人を置くこと。

（第五十一条）大学校に、役員として、理事一人を置くこと。

（第五十二条）大学校に、役員として、理事一人を置くこと。

（第五十三条）大学校に、役員として、理事一人を置くこと。

（第五十四条）大学校に、役員として、理事一人を置くこと。

（第五十五条）大学校に、役員として、理事一人を置くこと。

（第五十六条）大学校に、役員として、理事一人を置くこと。

（第五十七条）大学校に、役員として、理事一人を置くこと。

（第五十八条）大学校に、役員として、理事一人を置くこと。

（第五十九条）大学校に、役員として、理事一人を置くこと。

（第六十条）大学校に、役員として、理事一人を置くこと。

（第六十一条）大学校に、役員として、理事一人を置くこと。

（第六十二条）大学校に、役員として、理事一人を置くこと。

（第六十三条）大学校に、役員として、理事一人を置くこと。

（第六十四条）大学校に、役員として、理事一人を置くこと。

（第六十五条）大学校に、役員として、理事一人を置くこと。

（第六十六条）大学校に、役員として、理事一人を置くこと。

（第六十七条）大学校に、役員として、理事一人を置くこと。

（第六十八条）大学校に、役員として、理事一人を置くこと。

（第六十九条）大学校に、役員として、理事一人を置くこと。

（第七十条）大学校に、役員として、理事一人を置くこと。

（第七十一条）大学校に、役員として、理事一人を置くこと。

（第七十二条）大学校に、役員として、理事一人を置くこと。

（第七十三条）大学校に、役員として、理事一人を置くこと。

（第七十四条）大学校に、役員として、理事一人を置くこと。

（第七十五条）大学校に、役員として、理事一人を置くこと。

（第七十六条）大学校に、役員として、理事一人を置くこと。

（第七十七条）大学校に、役員として、理事一人を置くこと。

（第七十八条）大学校に、役員として、理事一人を置くこと。

（第七十九条）大学校に、役員として、理事一人を置くこと。

（第八十条）大学校に、役員として、理事一人を置くこと。

（第八十一条）大学校に、役員として、理事一人を置くこと。

（第八十二条）大学校に、役員として、理事一人を置くこと。

（第八十三条）大学校に、役員として、理事一人を置くこと。

（第八十四条）大学校に、役員として、理事一人を置くこと。

（第八十五条）大学校に、役員として、理事一人を置くこと。

（第八十六条）大学校に、役員として、理事一人を置くこと。

（第八十七条）大学校に、役員として、理事一人を置くこと。

（第八十八条）大学校に、役員として、理事一人を置くこと。

（第八十九条）大学校に、役員として、理事一人を置くこと。

（第九十条）大学校に、役員として、理事一人を置くこと。

（第九十一条）大学校に、役員として、理事一人を置くこと。

（第九十二条）大学校に、役員として、理事一人を置くこと。

（第九十三条）大学校に、役員として、理事一人を置くこと。

（第九十四条）大学校に、役員として、理事一人を置くこと。

（第九十五条）大学校に、役員として、理事一人を置くこと。

（第九十六条）大学校に、役員として、理事一人を置くこと。

（第九十七条）大学校に、役員として、理事一人を置くこと。

（第九十八条）大学校に、役員として、理事一人を置くこと。

（第九十九条）大学校に、役員として、理事一人を置くこと。

（第二百条）大学校に、役員として、理事一人を置くこと。

（第二百一条）大学校に、役員として、理事一人を置くこと。

（第二百二条）大学校に、役員として、理事一人を置くこと。

（第二百三条）大学校に、役員として、理事一人を置くこと。

（第二百四条）大学校に、役員として、理事一人を置くこと。

（第二百五条）大学校に、役員として、理事一人を置くこと。

（第二百六条）大学校に、役員として、理事一人を置くこと。

（第二百七条）大学校に、役員として、理事一人を置くこと。

（第二百八条）大学校に、役員として、理事一人を置くこと。

（第二百九条）大学校に、役員として、理事一人を置くこと。

（第二百十条）大学校に、役員として、理事一人を置くこと。

（第二百十一条）大学校に、役員として、理事一人を置くこと。

（第二百十二条）大学校に、役員として、理事一人を置くこと。

（第二百十三条）大学校に、役員として、理事一人を置くこと。

（第二百十四条）大学校に、役員として、理事一人を置くこと。

（第二百十五条）大学校に、役員として、理事一人を置くこと。

（第二百十六条）大学校に、役員として、理事一人を置くこと。

（第二百十七条）大学校に、役員として、理事一人を置くこと。

（第二百十八条）大学校に、役員として、理事一人を置くこと。

（第二百十九条）大学校に、役員として、理事一人を置くこと。

（第二百二十条）大学校に、役員として、理事一人を置くこと。

（第二百二十二条）大学校に、役員として、理事一人を置くこと。

（第二百二十三条）大学校に、役員として、理事一人を置くこと。

（第二百二十四条）大学校に、役員として、理事一人を置くこと。

（第二百二十五条）大学校に、役員として、理事一人を置くこと。

（第二百二十六条）大学校に、役員として、理事一人を置くこと。

（第二百二十七条）大学校に、役員として、理事一人を置くこと。

（第二百二十八条）大学校に、役員として、理事一人を置くこと。

（第二百二十九条）大学校に、役員として、理事一人を置くこと。

（第二百三十条）大学校に、役員として、理事一人を置くこと。

（第二百三十二条）大学校に、役員として、理事一人を置くこと。

（第二百三十三条）大学校に、役員として、理事一人を置くこと。

（第二百三十四条）大学校に、役員として、理事一人を置くこと。

（第二百三十五条）大学校に、役員として、理事一人を置くこと。

（第二百三十六条）大学校に、役員として、理事一人を置くこと。

（第二百三十七条）大学校に、役員として、理事一人を置くこと。

（第二百三十八条）大学校に、役員として、理事一人を置くこと。

（第二百三十九条）大学校に、役員として、理事一人を置くこと。

（第二百四十条）大学校に、役員として、理事一人を置くこと。

（第二百四十二条）大学校に、役員として、理事一人を置くこと。

（第二百四十三条）大学校に、役員として、理事一人を置くこと。

（第二百四十四条）大学校に、役員として、理事一人を置くこと。

（第二百四十五条）大学校に、役員として、理事一人を置くこと。

（第二百四十六条）大学校に、役員として、理事一人を置くこと。

（第二百四十七条）大学校に、役員として、理事一人を置くこと。

（第二百四十八条）大学校に、役員として、理事一人を置くこと。

（第二百四十九条）大学校に、役員として、理事一人を置くこと。

（第二百五十条）大学校に、役員として、理事一人を置くこと。

（第二百五十二条）大学校に、役員として、理事一人を置くこと。

（第二百五十三条）大学校に、役員として、理事一人を置くこと。

（第二百五十四条）大学校に、役員として、理事一人を置くこと。

（第二百五十五条）大学校に、役員として、理事一人を置くこと。

（第二百五十六条）大学校に、役員として、理事一人を置くこと。

（第二百五十七条）大学校に、役員として、理事一人を置くこと。

（第二百五十八条）大学校に、役員として、理事一人を置くこと。

（第二百五十九条）大学校に、役員として、理事一人を置くこと。

（第二百六十条）大学校に、役員として、理事一人を置くこと。

（第二百六十二条）大学校に、役員として、理事一人を置くこと。

（第二百六十三条）大学校に、役員として、理事一人を置くこと。

（第二百六十四条）大学校に、役員として、理事一人を置くこと。

（第二百六十五条）大学校に、役員として、理事一人を置くこと。

（第二百六十六条）大学校に、役員として、理事一人を置くこと。

（第二百六十七条）大学校に、役員として、理事一人を置くこと。

（第二百六十八条）大学校に、役員として、理事一人を置くこと。

（第二百六十九条）大学校に、役員として、理事一人を置くこと。

（第二百七十条）大学校に、役員として、理事一人を置くこと。

（第二百七十二条）大学校に、役員として、理事一人を置くこと。

（第二百七十三条）大学校に、役員として、理事一人を置くこと。

（第二百七十四条）大学校に、役員として、理事一人を置くこと。

（第二百七十五条）大学校に、役員として、理事一人を置くこと。

（第二百七十六条）大学校に、役員として、理事一人を置くこと。

（第二百七十七条）大学校に、役員として、理事一人を置くこと。

（第二

(政令への委任)

第十五条 附則第二条から第十一条まで及び前二条に定めるものほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。**附則 (平成一九年三月三一日法律第二号) 抄**

(施行期日) 第一条 この法律は、平成十九年四月一日から施行し、平成十九年度の予算から適用する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行し、第二条第一項第四号、第十六号及び第十七号、第二章第四節、第十六節までの規定は、平成二十年度の予算から適用する。

一 附則第二百六十六条、第二百六十八条、第十七号並びに附則第四十九条から第六十五条までの規定は、平成二十年度の予算から適用する。

二 附則第二百六十六条、第二百六十八条、第二百七十三条、第二百七十六条、第二百七十九条、第二百八十四条、第二百八十六条、第二百八十八条、第二百八十九条、第二百九十条、第二百九十二条、第二百九十五条、第二百九十八条、第二百九十九条、第三百二十二条、第三百二十七条、第三百二十九条、第三百二十四条、第三百四十五条、第三百四十七条、第三百四十九条、第三百五十二条、第三百五十三条、第三百五十九条、第三百六十条、第三百六十二条、第三百六十五条、第三百六十八条、第三百六十九条、第三百八十条、第三百八十三条及び第三百八十六条の規定 平成二十一年四月一日

(罰則に関する経過措置)

第三百九十二条 この法律の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

第三百九十三条 附則第二条から第六十五条まで、第六十七条から第二百五十九条まで及び第三百八十二条から前条までに定めるもののはか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。**附則 (平成二〇年一二月二六日法律第九五号) 抄**

(施行期日) 第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

1 (施行期日) 第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則 (平成二六年六月一三日法律第六七号) 抄

(施行期日) 第一条 この法律は、独立行政法人通則法の一部を改正する法律(平成二十六年法律第六六号)以下「通則法改正法」という。の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第十四条第二項、第十八条及び第三十一条の規定 公布の日

(処分等の効力) 第二十八条 この法律の施行前にこの法律による改正前のそれぞれの法律(これに基づく命令を含む。)の規定によつてした又はすべき処分、手続その他の行為であつてこの法律による改正後のそれぞれの法律(これに基づく命令を含む。以下この条において「新法令」という。)に相当の規定があるものは、法律(これに基づく政令を含む。)に別段の定めのあるものを除き、新法令の相当の規定によつてした又はべき処分、手続その他の行為とみなす。

(罰則に関する経過措置)

第二十九条 この法律の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなおその効力を有することとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令等への委任)

第三十条 附則第三条から前条までに定めるもののはか、この法律の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令(人事院の所掌する事項については、人事院規則)で定める。**第一条** この法律は、平成二七年六月二四日法律第四号の施行する。**附則 (平成二七年六月二四日法律第四八号) 抄**

(施行期日) 第一条 この法律は、平成二十八年四月一日から施行する。

附則 (平成二〇年一二月二六日法律第六八号) 抄

(施行期日) 第一条 この法律は、平成二十八年四月一日から施行する。

第五百九条の規定 公布の日